

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月20日
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大場 昭義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【電話番号】	03 - 3212 - 8421
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	東京海上セレクション・日本債券
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	上限 1兆円
【縦覧に供する場所】	該当なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年9月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、半期報告書の提出に伴う新たな情報の更新、および原届出書記載事項の一部について訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は、原届出書が更新されます。また<追加>の記載事項は原届出書に追加されます。

### 第一部【証券情報】

#### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（略）

<訂正後>

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント投信株式会社（平成26年4月1日付で東京海上アセットマネジメント株式会社に商号変更する予定です。以下同じ。以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（略）

### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

##### 1 ファンドの性格

###### (3) ファンドの仕組み

<訂正前>

（略）

委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント投信株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成25年7月末日現在）
- ・会社の沿革

昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成19年9月 金融商品取引業者として登録

## ・大株主の状況（平成25年7月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

&lt;訂正後&gt;

(略)

## 委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント投信株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成26年1月末日現在）
- ・会社の沿革
  - 昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
  - 昭和62年2月 投資顧問業者として登録
  - 同年6月 投資一任業務認可取得
  - 平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始
  - 平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
  - 平成19年9月 金融商品取引業者として登録

## ・大株主の状況（平成26年1月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

## 2 投資方針

## (3) 運用体制

&lt;訂正前&gt;

(略)

(上記の体制や人員等については、平成25年7月末日現在)

&lt;訂正後&gt;

(略)

(上記の体制や人員等については、平成26年2月1日現在)

## 4 手数料等及び税金

## (3) 信託報酬等

&lt;訂正前&gt;

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率0.567%（税抜0.54%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分については以下の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
<u>年0.2625%</u> (税抜0.25%)	<u>年0.2625%</u> (税抜0.25%)	<u>年0.0420%</u> (税抜0.04%)

&lt;訂正後&gt;

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率0.567%<sup>\*</sup>（税抜0.54%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

<sup>\*</sup>消費税率が8%になった場合は、年率0.5832%となります。

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分（税抜）については以下の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.25%	年0.25%	年0.04%

#### (4) その他の手数料等

< 訂正前 >

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は毎日、純資産総額に対し、年率0.00525%（税抜0.005%）を乗じて得た金額（ただし、年47.25万円（税抜45万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

（略）

< 訂正後 >

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は毎日、純資産総額に対し、年率0.00525%<sup>\*</sup>（税抜0.005%）を乗じて得た金額（ただし、年47.25万円<sup>\*</sup>（税抜45万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

\*消費税率が8%になった場合は、各々、年率0.0054%、年48.6万円となります。

（略）

#### (5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

（略）

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（1）超過額については、平成25年12月31日までは7.147%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（2）は課税されません。

平成26年1月1日以降の所得税の源泉徴収税率は15.315%となります。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

（略）

< 訂正後 >

（略）

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（1）超過額については15.315%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（2）は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

（略）

## 5 運用状況

「(1) 投資状況」、「(3) 運用実績」、「(4) 設定及び解約の実績」および<参考情報>については、以下の内容に更新されます。

< 更新後 >

以下は平成26年1月31日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1) 投資状況

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	9,796,494,374	100.06
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		6,371,046	0.06
合計（純資産総額）		9,790,123,328	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

## TMA日本債券マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	41,101,904,480	77.28
地方債証券	日本	199,633,000	0.37
社債券	日本	11,510,972,035	21.64
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		368,785,120	0.69
合計（純資産総額）		53,181,294,635	100.00

## (3)運用実績

## 純資産の推移

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	1口当たり 純資産額(円) （分配落）	1口当たり 純資産額(円) （分配付）
3期	(平成16年 6月21日)	547	547	1.0136	1.0136
4期	(平成17年 6月20日)	1,007	1,007	1.0489	1.0489
5期	(平成18年 6月20日)	1,538	1,538	1.0247	1.0247
6期	(平成19年 6月20日)	2,348	2,348	1.0323	1.0323
7期	(平成20年 6月20日)	4,001	4,001	1.0458	1.0458
8期	(平成21年 6月22日)	4,953	4,953	1.0775	1.0775
9期	(平成22年 6月21日)	6,029	6,029	1.1144	1.1144
10期	(平成23年 6月20日)	7,194	7,194	1.1318	1.1318
11期	(平成24年 6月20日)	8,523	8,523	1.1608	1.1608
12期	(平成25年 6月20日)	9,042	9,042	1.1665	1.1665
	平成25年 1月末日	8,994	-	1.1652	-
	2月末日	9,056	-	1.1746	-
	3月末日	9,262	-	1.1880	-
	4月末日	9,150	-	1.1819	-
	5月末日	8,980	-	1.1678	-
	6月末日	9,095	-	1.1680	-
	7月末日	9,210	-	1.1715	-
	8月末日	9,290	-	1.1761	-
	9月末日	9,356	-	1.1815	-
	10月末日	9,556	-	1.1887	-
	11月末日	9,654	-	1.1896	-
	12月末日	9,627	-	1.1827	-
	平成26年 1月末日	9,790	-	1.1917	-

## 分配の推移

該当事項はありません。

## 収益率の推移

期	年月日	収益率（％）（分配付）
3期	(平成16年 6月21日)	3.5
4期	(平成17年 6月20日)	3.5
5期	(平成18年 6月20日)	2.3

6期	(平成19年 6月20日)	0.7
7期	(平成20年 6月20日)	1.3
8期	(平成21年 6月22日)	3.0
9期	(平成22年 6月21日)	3.4
10期	(平成23年 6月20日)	1.6
11期	(平成24年 6月20日)	2.6
12期	(平成25年 6月20日)	0.5
自 平成25年 2月 1日 至 平成26年 1月31日		2.3

## (4) 設定及び解約の実績

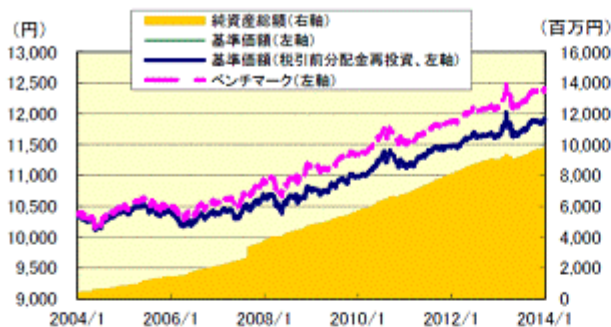
期	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
3期	525,712,663	72,076,806	540,570,879
4期	556,664,352	136,959,796	960,275,435
5期	997,666,593	456,763,878	1,501,178,150
6期	1,204,818,013	430,460,163	2,275,536,000
7期	2,241,043,489	690,796,372	3,825,783,117
8期	1,402,561,267	631,444,021	4,596,900,363
9期	1,417,035,094	603,568,575	5,410,366,882
10期	1,641,906,207	695,102,634	6,357,170,455
11期	1,714,545,751	728,736,800	7,342,979,406
12期	1,739,290,156	1,331,141,792	7,751,127,770
自 平成25年 2月 1日 至 平成26年 1月31日	1,914,292,576	1,418,857,257	8,215,256,868

## &lt; 参考情報 &gt;

(平成26年 1月31日現在)

## 基準価額、パフォーマンス等の状況

## 基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。  
 ※ベンチマークは設定日を10,000円として指数化したもので、参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。(設定日:2002年1月25日)  
 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。  
 ※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## 基準価額・純資産総額

基準価額	11,917円
純資産総額	9,790百万円

## 騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1か月	3か月	6か月	1年	3年	設定来
ファンド	+0.76	+0.25	+1.72	+2.27	+6.40	+19.17
ベンチマーク	+0.77	+0.35	+1.90	+2.47	+7.22	+24.07

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の投資家利回りは異なります。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

期	日	金額
第8期	2009年6月22日	0円
第9期	2010年6月21日	0円
第10期	2011年6月20日	0円
第11期	2012年6月20日	0円
第12期	2013年6月20日	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

## 主要な資産の状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

## 債券種別組入構成比率

種別	比率(%)
国債	77.3
地方債	0.0
政府保証債・特殊債	0.4
金融債	0.0
社債・その他債券	21.6
短期金融資産等	0.7
合計	100.0

純資産総額	53,181百万円
-------	-----------

## 保有債券の属性情報

平均残存期間(年)	8.61
平均修正デュレーション(年)	7.63
平均クーポン(%)	1.07
平均利回り(複利、%)	0.57

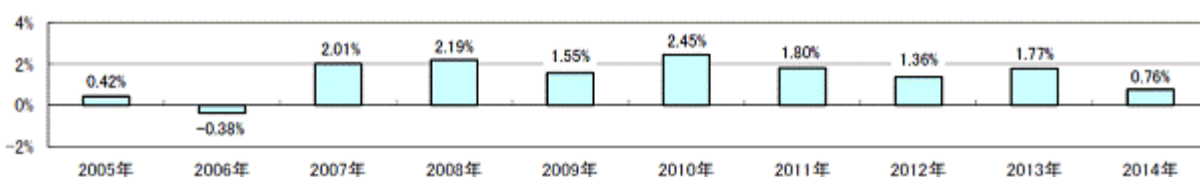
## 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	第335回利付国債(2年)	0.10	2015/12/15	8.7
2	第315回利付国債(10年)	1.20	2021/6/20	5.6
3	第309回利付国債(10年)	1.10	2020/6/20	4.2
4	第105回利付国債(5年)	0.20	2017/6/20	4.2
5	第312回利付国債(10年)	1.20	2020/12/20	3.6
6	第307回利付国債(10年)	1.30	2020/3/20	3.6
7	第322回利付国債(10年)	0.90	2022/3/20	3.2
8	第319回利付国債(10年)	1.10	2021/12/20	3.1
9	第318回利付国債(10年)	1.00	2021/9/20	2.9
10	第102回利付国債(5年)	0.30	2016/12/20	2.8

組入銘柄数	170
-------	-----

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。  
 ※比率は、純資産総額に占める割合です。  
 ※「保有債券の属性情報」は、途中償還等を考慮して計算しています。また、保有債券の時価評価額を基に計算しています。

## 年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。  
 ※当年は昨年末と基準日の騰落率です。※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

## 第2【管理及び運営】

## 2 換金(解約)手続等

<訂正前>

(略)

f.解約時の価額(解約価額)は、解約請求受付日の基準価額とします。

信託財産留保額はありません。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額に対する所得税、地方税はかかりません。

その他の受益者(法人)の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額に対し所得税7.147%(平成26年1月1日以降は15.315%)の源泉徴収が行われます。

(略)

&lt;訂正後&gt;

(略)

f.解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額とします。

信託財産留保額はありません。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額に対する所得税、地方税はかかりません。

その他の受益者（法人）の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額に対し所得税15.315%の源泉徴収が行われます。

(略)

### 3 資産管理等の概要

#### (5) その他

&lt;追加&gt;

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

\*平成26年4月1日以降は、以下の通り変更する予定です。

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<http://www.tokiomarineam.co.jp/>）に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 第3【ファンドの経理状況】

### 1 財務諸表

&lt;追加&gt;

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当中間計算期間（平成25年6月21日から平成25年12月20日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

### 中間財務諸表

#### 東京海上セレクション・日本債券

#### (1) 中間貸借対照表

		当中間計算期間末 平成25年12月20日現在
区 分	注記 番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券		9,612,517,298
未収入金		57,660,870
流動資産合計		9,670,178,168
資産合計		9,670,178,168
負債の部		
流動負債		
未払解約金		30,863,249
未払受託者報酬		1,967,519
未払委託者報酬		24,593,852



その他未払費用		236,250
流動負債合計		57,660,870
負債合計		57,660,870
純資産の部		
元本等		
元本	1	8,101,570,128
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		1,510,947,170
（分配準備積立金）		435,202,134
元本等合計		9,612,517,298
純資産合計		9,612,517,298
負債純資産合計		9,670,178,168

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	当中間計算期間
		自 平成25年 6月21日 至 平成25年12月20日
		金額（円）
営業収益		
有価証券売買等損益		183,660,857
営業収益合計		183,660,857
営業費用		
受託者報酬		1,967,519
委託者報酬		24,593,852
その他費用		236,250
営業費用合計		26,797,621
営業利益又は営業損失（ ）		156,863,236
経常利益又は経常損失（ ）		156,863,236
中間純利益又は中間純損失（ ）		156,863,236
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		7,056,448
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,290,941,116
剰余金増加額又は欠損金減少額		166,957,013
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		166,957,013
剰余金減少額又は欠損金増加額		96,757,747
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		96,757,747
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		1,510,947,170

## (3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 平成25年 6月21日 至 平成25年12月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

区 分	当中間計算期間末 平成25年12月20日現在
1. 1 期首元本額	7,751,127,770円
期中追加設定元本額	929,667,176円
期中一部解約元本額	579,224,818円
2. 1 中間計算期間末日における受益権の総数	8,101,570,128口

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間 自 平成25年 6月21日 至 平成25年12月20日
該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	当中間計算期間末 平成25年12月20日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。  (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (1口当たり情報に関する注記)

当中間計算期間末 平成25年12月20日現在	
1口当たり純資産額	1.1865円
(1万口当たり純資産額)	11,865円)

（ご参考）

当ファンドは、「TMA日本債券マザーファンド」を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「TMA日本債券マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		平成25年12月20日現在
区 分	注記 番号	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		501,397,974
国債証券		42,571,540,200
地方債証券		199,542,000
社債券		11,700,457,316
未収入金		100,547,000
未収利息		66,315,244
前払費用		13,792,852
流動資産合計		55,153,592,586
資産合計		
		55,153,592,586
負債の部		
流動負債		
未払金		222,661,600
未払解約金		145,719,472
流動負債合計		368,381,072
負債合計		
		368,381,072
純資産の部		
元本等		
元本	1	43,141,961,326
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		11,643,250,188
元本等合計		54,785,211,514
純資産合計		
		54,785,211,514
負債純資産合計		
		55,153,592,586

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成25年 6月21日 至 平成25年12月20日

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。
-----------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	平成25年12月20日現在
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 同期中における追加設定元本額 同期中における一部解約元本額 同中間期末における元本額  元本の内訳* 東京海上・国内債券ファンド 東京海上・未来設計ファンド1 東京海上・未来設計ファンド2 東京海上・未来設計ファンド3 東京海上・未来設計ファンド4 東京海上セレクション・バランス30 東京海上セレクション・バランス50 東京海上セレクション・バランス70 東京海上セレクション・日本債券 東京海上・日本債券オープン (野村SMA向け) TMAバランス25VA 適格機関投資家限定 TMAバランス50VA 適格機関投資家限定 TMAバランス75VA 適格機関投資家限定 東京海上日本債ファンドM(FOFs用) (適格機関投資家専用) 計	35,000,191,253円 13,093,599,681円 4,951,829,608円 43,141,961,326円  798,355,721円 41,953,769円 69,910,503円 167,928,866円 23,146,526円 2,122,927,068円 2,878,002,556円 641,570,799円 7,569,507,283円 786,968円 6,066,972,950円 261,649,654円 54,399,487円 22,444,849,176円 43,141,961,326円
2. 1 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	43,141,961,326円

(注)\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成25年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (1口当たり情報に関する注記)

平成25年12月20日現在	
1口当たり純資産額	1.2699円
(1万口当たり純資産額	12,699円)

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1 委託会社等の概況

< 訂正前 >

平成25年7月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

(略)

< 訂正後 >

平成26年1月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

(略)

#### 2 事業の内容及び営業の概況

< 訂正前 >

(略)

平成25年7月31日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	1	7,338
追加型株式投資信託	119	1,897,112
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	13	68,785
合計	133	1,973,236

< 訂正後 >

(略)

平成26年1月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	1	6,662
追加型株式投資信託	128	1,828,197
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	13	65,252
合計	142	1,900,112

[次へ](#)

### 3 委託会社等の経理状況

#### <訂正前>

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

#### <訂正後>

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。  
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。  
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況 につきましては、前記の訂正のほか、「中間財務諸表」として以下の内容が追加されます。

#### 中間財務諸表

#### (イ) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成25年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		6,848,016
前払費用		116,070
未収委託者報酬		1,740,897
未収収益		2,776,567
未収入金		27,471
繰延税金資産		380,142
その他の流動資産		37,133
流動資産計		11,926,300
固定資産		
有形固定資産	* 1	198,398
建物		113,374
器具備品		85,023
無形固定資産		3,144
電話加入権		3,144
投資その他の資産		791,302
投資有価証券		24,232
関係会社株式		254,342
その他の関係会社有価証券		31,189
長期前払費用		71,452
敷金		288,908
繰延税金資産		121,177
固定資産計		992,845

資産合計		12,919,145
負債の部		
流動負債		
預り金		37,832
未払金		1,622,139
未払手数料		511,145
その他未払金		1,110,993
未払費用		98,905
未払消費税等	* 2	91,593
未払法人税等		974,000
前受収益		279,041
賞与引当金		367,428
流動負債計		3,470,940
固定負債		
退職給付引当金		134,170
役員退職慰労引当金		34,330
固定負債計		168,500
負債合計		3,639,440
純資産の部		
株主資本		9,277,994
資本金		2,000,000
利益剰余金		7,277,994
利益準備金		500,000
その他利益剰余金		6,777,994
繰越利益剰余金		6,777,994
評価・換算差額等		1,710
その他有価証券評価差額金		1,710
純資産合計		9,279,704
負債・純資産合計		12,919,145

## (口) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成25年 4月 1日	
至 平成25年 9月 30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,324,522
運用受託報酬	3,932,401
投資助言報酬	13,663
その他営業収益	736
営業収益計	8,271,324
営業費用	
支払手数料	1,830,991
広告宣伝費	72,463
公告費	1,190
調査費	2,284,408
調査費	653,510
委託調査費	1,630,897
委託計算費	40,739
営業雑経費	76,716
通信費	14,132
印刷費	41,249



協会費	13,126
諸会費	3,411
図書費	4,795
営業費用計	4,306,510
一般管理費	
給料	991,776
役員報酬	35,238
給料・手当	867,784
賞与	88,754
交際費	4,692
旅費交通費	44,266
租税公課	27,867
不動産賃借料	129,195
役員退職慰労引当金繰入	3,250
退職給付費用	30,583
賞与引当金繰入	367,428
固定資産減価償却費	* 1 29,983
法定福利費	206,492
福利厚生費	6,595
諸経費	175,111
一般管理費計	2,017,243
営業利益	1,947,570
営業外収益	
受取配当金	46,041
受取利息	573
雑益	3,206
営業外収益計	49,820
営業外費用	
雑損	35,437
営業外費用計	35,437
経常利益	1,961,954
税引前中間純利益	1,961,954
法人税、住民税及び事業税	954,282
法人税等調整額	188,766
法人税等合計	765,515
中間純利益	1,196,438

## (八) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成25年 4月 1日	
至 平成25年 9月30日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,000
当中間期変動額	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,000,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	443,612
当中間期変動額	

剰余金の配当	56,387
当中間期変動額合計	56,387
当中間期末残高	500,000
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	6,545,729
当中間期変動額	
剰余金の配当	964,173
中間純利益	1,196,438
当中間期変動額合計	232,264
当中間期末残高	6,777,994
利益剰余金合計	
当期首残高	6,989,342
当中間期変動額	
剰余金の配当	907,786
中間純利益	1,196,438
当中間期変動額合計	288,651
当中間期末残高	7,277,994
株主資本合計	
当期首残高	8,989,342
当中間期変動額	
剰余金の配当	907,786
中間純利益	1,196,438
当中間期変動額合計	288,651
当中間期末残高	9,277,994
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,215
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	494
当中間期変動額合計	494
当中間期末残高	1,710
評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,215
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	494
当中間期変動額合計	494
当中間期末残高	1,710
純資産合計	
当期首残高	8,990,558
当中間期変動額	
剰余金の配当	907,786
中間純利益	1,196,438
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	494
当中間期変動額合計	289,146
当中間期末残高	9,279,704

## (二) 重要な会計方針

	<p>当中間会計期間 （自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日）</p>
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については、3年間で均等償却する方法を採用しております。 (2) 長期前払費用 定額法</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>
4. 消費税等の会計処理方法	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p>

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

	当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	建物	112,113千円
	器具備品	438,081千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

## （中間損益計算書関係）

	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	
1 減価償却実施額	有形固定資産	29,983千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間 増加 (株)	当中間会計期間 減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	38,300	-	-	38,300
2. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				
平成25年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(イ) 配当金総額・・・・・・・・・・907,786千円				
(ロ) 1株当たり配当額・・・・・・・・23,702円				
(ハ) 基準日・・・・・・・・・・平成25年3月31日				
(ニ) 効力発生日・・・・・・・・・・平成25年6月28日				

## （金融商品関係）

当中間会計期間（平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1)現金・預金	6,848,016	6,848,016	
(2)未収委託者報酬	1,740,897	1,740,897	
(3)未収収益	2,776,567	2,776,567	
(4)未収入金	27,471	27,471	
(5)投資有価証券 その他有価証券	24,232	24,232	
(6)敷金	288,908	214,811	74,096
(7)未払金	(1,622,139)	(1,622,139)	

（\*）負債で計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(4)未収入金及び(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 投資有価証券

時価の算定方法につきましては「(二)重要な会計方針」の「1.資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。

## (6) 敷金

当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

(注2) 子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(中間貸借対照表計上額 31,189千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

## (注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (有価証券関係)

当中間会計期間(平成25年9月30日)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(中間貸借対照表計上額31,189千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	22,189	19,369	2,820
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	2,043	2,200	156
合計		24,232	21,569	2,663

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

## [関連情報]

当中間会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

#### (1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	242,289円93銭
1株当たり中間純利益金額	31,238円60銭
	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	1,196,438千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純利益	1,196,438千円
期中平均株式数	38,300株

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

#### (1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
(再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・資本金の額 324,279百万円(平成25年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託者の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円(平成25年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額( )	事業の内容
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき 損害保険業を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524百万円	銀行法に基づき 銀行業を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243百万円	
株式会社北洋銀行	121,101百万円	

( )平成25年3月末日現在。

<訂正後>

#### (1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
(再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・資本金の額 324,279百万円(平成25年9月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託者の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円(平成25年9月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額( )	事業の内容
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき 損害保険業を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524百万円	銀行法に基づき 銀行業を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243百万円	
株式会社北洋銀行	121,101百万円	

( ) 平成25年 9 月末日現在。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年2月12日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      和 田      涉  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・日本債券の平成25年6月21日から平成25年12月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上セレクション・日本債券の平成25年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年6月21日から平成25年12月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

東京海上アセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月9日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員指定社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。